

回 覧

蜜蜂を飼育されている方へ

令和6年（2024年）分蜜蜂飼育届の提出に関するお知らせ

養蜂振興法第3条第1項の規定により、県内において蜜蜂を飼育されている方は毎年、「蜜蜂飼育届」を提出していただく必要があります。

【届出対象者】※詳細は裏面をご確認ください。

県内において蜜蜂を飼育する者（養蜂振興法第3条第1項の規定に該当するもの。）

【届出対象期間】

令和6年（2024年）1月1日～12月31日

【届出様式】

- ・ 蜜蜂飼育届（別記第1号様式）
- ・ 蜜蜂飼育状況及び飼育計画（令和5年（2023年）分蜜蜂飼育関係集計表に掲載されていない方のみ）

※様式は熊本県ホームページからダウンロードできます。

【提出先】

御船町役場 農業振興課 農林企画係 （御船町大字御船 995-1）

【提出期限】

令和5年（2023年）7月18日（火）

【留意事項】

新規の飼育場所又は飼育場所の変更がある場合は事前に飼育予定場所周辺の飼育者と十分に協議を行うこと。

【問い合わせ先】

御船町役場 農業振興課 農林企画係 （TEL:096-282-1607）

養蜂関係届出の早見表(熊本県の場合)

蜜蜂の届出が必要？ フロー図で確かめよう！

①県内在住者が県内で飼育する場合

ミツバチの種類は？

ニホンミツバチ

蜂蜜を
販売してますか？

していない

巣箱の種類は？

自然巣洞又は、重箱式巣箱※2

注) 群数が多くても届出は不要です

②県外在住者が熊本県で飼育する場合

蜜蜂(巣箱)を
熊本県に移動する？

移動する※3

蜜蜂(巣箱)を熊本県
にすでにおいている

年間を通して移動しない※4

セイヨウミツバチ

注) 群数、販売の有無(趣味の
範疇)に関わらず届出が必要

している

注) 群数に関わらず届出が必要

単枠式巣箱※2

注) 群数、販売の有無(趣味の
範疇)に関わらず届出が必要

届出必要

届出必要

届出必要

届出不要

本県の許可必要

お住まいの
都道府県に届出必要

毎年、「蜜蜂飼育届」※1を

居住する住所地の市町村

へ提出してください。

なお、飼育者間で場所・群

数等の調整が必要です。

※1 蜜蜂飼育届

(別記第1号様式)

※2 「飼育法の例」を参照
ください。

※3 熊本県畜産課まで
ご連絡ください。

※4 お住まいの都道府県を経
由して、熊本県に通知されます。
本県飼育者との調整が必要。